

虐待防止に関する指針

社会福祉法人富樫福祉会

1 基本方針

社会福祉法人富樫福祉会は、運営する施設利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

2 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、利用者に対する次の行為をいう。

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。または、正当な利用なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 介護・介助の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に使用する、または本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。

3 虐待防止体制

(1) 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

富樫福祉会は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(2) 委員会は、原則として毎月開催する。

(3) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

(4) 虐待対応に関する責務等

虐待対応に関する責任者は、施設長とする。

虐待防止に関する責任者の責務は次のとおりとする。

- ① 虐待の早期発見に努めること
- ② 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- ③ 市及び保険者への報告

4 職員研修

虐待防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するために、以下のとおり職員研修を実施する。

- ① 定期的な研修の実施
- ② 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待の早期発見・対応

（1）早期発見

虐待の早期発見のために、次のことに留意する。

- ① 入所者・利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係わる確認や責任者等への報告を行う。
- ② 地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、居宅訪問や支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応する。

（2）対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、次のことに留意する。

- ① 速やかに行政に通報・相談する。
- ② 緊急性の高い事案は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ③ 入所者・利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び入所者・利用者や家族に十分に配慮する。
- ④ 被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図る。

（3）相談・報告

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、施設長に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③ 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 制度の利用支援

虐待対応責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発するものとする。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不

利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

③ 対応の結果は相談者にも報告する。

8 指針の公表

この指針は、職員、利用者及びその家族がいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けるとともに、事業所ホームページに公開する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する